

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条 （省略）</p> <p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請書の添付図書）</p>	<p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請書の添付図書）</p>	
<p>第2条 省令第1条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもののほか、市長が必要と認める図書とする。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請書の添付図書）</p>	<p>第2条 省令第23条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもののほか、市長が必要と認める図書とする。</p> <p>(1)・(2) （現行のとおり）</p> <p>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請書の添付図書）</p>	<p>規定整備（条項ずれ）</p>
<p>第3条 省令第7条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>第3条 省令第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) （現行のとおり）</p>	<p>同上</p>
<p>第4条 （省略）</p>	<p>第4条 （現行のとおり）</p>	